

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(東京都担当部会)

平成30年11月21日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800242号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800039号

## 第1 結論

昭和48年\*月から昭和49年3月までの請求期間及び昭和54年7月から同年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和48年\*月から昭和49年3月まで  
② 昭和54年7月から同年9月まで

請求期間①については、私は、昭和50年頃に母と一緒にA市役所へ行き、私の国民年金の加入手続を行った時に、国民年金課の窓口で請求期間①の納付書を受け取り、母が同窓口で国民年金保険料を納付してくれた。また、請求期間②については、私は、自宅に届いた納付書により定期的に国民年金保険料を納付していた。請求期間①及び②が未納期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①については、請求者は、昭和50年頃に請求者の母親と一緒にA市役所へ行き、請求者の国民年金の加入手続を行った時に、国民年金課の窓口で国民年金保険料を納付してくれたと陳述しているところ、請求者の国民年金手帳記号番号は、請求者の前後の国民年金手帳の記号番号に係る任意加入被保険者の資格取得日及びA市国民年金被保険者索引票の作成年月日から、昭和50年7月頃に払い出されたと推認でき、請求期間①の保険料は過年度納付することが可能である。

また、当該国民年金保険料は過年度納付であり、請求者が主張する当該市役所国民年金課では納付することができないものの、請求者から提出された国民年金保険料領収証書によると、請求者は、請求期間①直後の昭和49年4月から昭和50年3月までの期間の保険料を同年9月30日にA市役所内郵便局で過年度納付していることが確認できることから、請求期間①の保険料を同郵便局で納付したと考えることも不自然ではない。

さらに、請求期間①は\*か月と短期間であり、請求期間①の国民年金保険料を納付したとする請求者の母親は、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から60歳到達月の前月までの保険料を全て納付していることから、保険料の納付意識が高かったと考えられる。

請求期間②については、3か月と短期間であり、請求者から提出された国民年金保険料領収証書によると、請求者は、請求期間②前後の保険料を納期限内に納付していることが確認できるほか、請求期間①及び②を除き、第3号被保険者期間を含めて60歳到達月の前月まで国民年金保険料の未納はない上、一部の期間について付加保険料を納付していることが確認できることから、請求者も母親と同様、保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800169号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800100号

## 第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和62年5月1日から同年4月10日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

昭和62年4月10日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和62年4月10日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②について、請求者のA社における昭和62年5月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和62年5月から同年9月までの標準報酬月額については、12万6,000円から14万2,000円とする。

昭和62年5月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和62年5月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和39年生

住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和62年4月10日から同年5月1日まで

② 昭和62年5月1日から同年10月1日まで

昭和62年4月10日からA社に勤務していたが、同年5月1日に厚生年金保険に加入したと記録されている。また、昭和62年5月1日から同年10月1日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、給与支給額及び給与から控除されている保険料額に見合う標準報酬月額より低く記録されている。入社から退社までの給料明細書を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者から提出された給料明細書により、請求者は請求期間①においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①の標準報酬月額については、上記給料明細書により確認できる請求者の報酬月額に基づく標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額並びに日本年金機構の回答から判断すると、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和62年4月について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格取得年月日が雇用保険の加入記録における資格取得年月日と同日の昭和62年5月1日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格取得年月日として厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年4月10日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②について、請求者から提出された給料明細書により、請求者が、請求期間②においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（12万6,000円）を超える報酬月額の支払いを受け、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる月の報酬月額に基づく標準報酬月額（14万2,000円）に見合う厚生年金保険料控除額を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額については、14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和62年5月から同年9月までの期間について、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届において、請求者の主張する報酬月額に基づく届出を行ったか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800254号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800040号

## 第1 結論

昭和58年7月から平成13年7月までの請求期間及び平成14年4月から平成15年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和58年7月から平成13年7月まで  
② 平成14年4月から平成15年6月まで

私は、請求期間の国民年金保険料を預金から現金を引き出すなどしてA市役所、A郵便局及びB銀行A支店(当時)で納付していた。預金通帳等、参考となる資料を提出するので、調査の上、請求期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①については、請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。(C))は昭和53年9月13日に任意加入被保険者資格を取得したことにより払い出され、昭和54年3月14日に同資格を喪失し、その後、上記国民年金番号(C)では国民年金の被保険者資格を取得していないことが請求者に係る国民年金被保険者名簿、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録により確認できる。

また、請求者には平成15年9月16日に基礎年金番号(D)が付番され、同日に請求期間①の始期である昭和58年7月以降の期間を国民年金の被保険者期間とする処理が行われたことがオンライン記録により確認できる。

以上のことから、請求者に基礎年金番号が付番されるまでは、請求期間①は国民年金の未加入期間とされていたため保険料を納付することはできず、請求者に基礎年金番号が付番された時点でも、請求期間①の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、請求者に対して上記国民年金番号(C)とは別に、国民年金番号が払い出されたこと及び基礎年金番号が付番されたことを確認することはできない。

加えて、請求者は、預金口座に振り込まれた給料、預金から引き出した現金、定期預金利息

及び生命保険等の中から請求期間①の国民年金保険料を納付したとして預金通帳及び定期預金利息計算書を提出しているところ、これらの資料により請求者が預金口座から現金を引き出したこと、請求者に定期預金利息が支払われたこと及び生命保険会社から預金口座に入金があったことは確認できるが、請求者から国民年金保険料の納付金額及び納付時期等、保険料の納付状況について具体的な陳述を得ることができないことから、請求者が請求期間①の保険料を納付していたことを推認することはできない。

- 2 請求期間②については、請求者に基礎年金番号が付番された平成 15 年 9 月以降に国民年金保険料を納付することは可能であるが、請求者からは平成 15 年 9 月以降に国民年金保険料を遡って納付したことをうかがわせる資料の提出がない上、前述のとおり、国民年金保険料の納付金額及び納付時期等、保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述を得ることもできない。

また、請求者は請求期間②直後の平成 15 年 7 月から平成 16 年 3 月までの期間の国民年金保険料を平成 17 年 8 月 17 日に納付していることがオンライン記録で確認できるが、当該時点で請求期間②の保険料は時効により納付することができない。

- 3 請求期間①及び②は、合計 232 か月と長期間であり、行政機関及び金融機関が事務処理を続けて誤ることも考え難いほか、請求期間のうち平成 9 年 1 月以降は基礎年金番号制度が導入された期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、当該期間に係る年金記録の管理について過誤が生じる可能性は低い。

そのほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求者が請求期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800196号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800098号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年7月26日から昭和50年2月1日まで

A社に勤務していたところ、社内結婚をすることとなったが、同社では社内結婚をする場合にはどちらか一方が退職しなければならなかったことから、昭和50年1月末に同社を退職し、同年2月1日から就職が内定していた会社に勤務した。

A社を退職する際に厚生年金保険被保険者証及び失業保険被保険者証を受け取ったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係る人事記録によると、請求者の退職日は昭和49年7月25日と記録されていることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録によると、請求者のA社における離職年月日は昭和49年7月25日と記録されており、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合している上、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、昭和49年7月30日付けで請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が受付され、当該届出に伴い健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

さらに、B社の事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について不明と回答している上、請求期間当時の事業主は既に亡くなっており、A社において請求期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、連絡可能な33人に照会を行ったものの、回答のあった16人の中に請求者の勤務期間を記憶している者はおらず、請求者も請求期間に係る給与明細書を保有していないことから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800197号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800099号

## 第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者の取得年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 3 請求期間③について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 4 請求期間④について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和54年4月1日から同年6月1日まで  
② 昭和58年10月1日から同年12月1日まで  
③ 昭和58年12月1日から昭和59年5月1日まで  
④ 昭和59年8月1日から同年12月1日まで

A社E営業所に勤務した期間のうちの請求期間①、B社に勤務した請求期間②、C社F支社に勤務した請求期間③及びD社に勤務した請求期間④の厚生年金保険の加入記録がない。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、雇用保険の加入記録によると、請求者のA社における資格取得年月日は、厚生年金保険と同日の昭和54年6月1日であることが確認できる。  
また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の商業登記簿謄本により確認できる代表取締役は既に亡くなっており、請求者の請求期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、請求者は請求期間①に係る給与明細書等を保有しておらず、オンライン記録により、請求期間①にA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、連絡可能な8名に照会を行ったものの、回答のあった5名は請求者を記憶していないことから、請求者の同社における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

- 2 請求期間②について、請求者のB社における雇用保険の加入記録は確認できず、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社に係る商業登記簿謄本により確認できる代表取締役3名のうち、1名は既に亡くなっており、残る2名及び住所地が確認できた取締役1名に照会を行ったものの回答が得られず、請求者の請求期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、請求者は請求期間②に係る給与明細書等を保有しておらず、オンライン記録により、請求期間②にB社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、連絡可能な15名に照会を行ったものの、回答のあった5名は請求者を記憶していないことから、請求者の同社における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

- 3 請求期間③について、オンライン記録及び事業所名簿検索システムにおいて、C社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない上、請求者の同社における雇用保険の加入記録についても確認することはできない。

また、C社に係る商業登記簿謄本で確認できる代表取締役に照会を行ったものの、回答を得ることができない上、請求者は請求期間③に係る給与明細書等を保有しておらず、同僚の氏名等も記憶していないことから、請求者の同社における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

- 4 請求期間④について、オンライン記録及び事業所名簿検索システムにおいて、D社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない上、請求者の同社における雇用保険の加入記録についても確認することはできない。

また、D社に係る商業登記簿謄本で確認できる代表取締役に照会を行ったものの、回答を得ることができない上、請求者は請求期間④に係る給与明細書等を保有しておらず、同僚の氏名等も記憶していないことから、請求者の同社における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

- 5 このほか、請求者の請求期間①から④までの期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から④までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。